

【 南アルプス市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要】

- ① ケアマネジャー事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止のための体制整備や研修の実施に関する規定と介護保険関連情報その他の情報収集を行い適切なサービス提供を行う規定を追加する。

・ 第 3 条

- ② 質の高いケアマネジメントの推進

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者に次の項目について利用者に説明を行うことを新たに求める。

- (1) 作成したケアプランにおける訪問看護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合
- (2) 作成したプランに位置付けた訪問看護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供された者の割合

・ 第 6 条

- ③ 生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応

区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成するケアマネ事業者に、市から求めがあった場合は、サービス計画の必要な理由を記載した居宅サービス計画書の提出を義務づける。

※令和 3 年 10 月 1 日から適用

・ 第 15 条

- ④ 運営規程に「虐待防止のための措置に関する事項」を追加

・ 第 20 条

- ⑤ ハラスメント対策の強化

適切なハラスメント対策を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律における事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることとする。

・ 第 21 条

⑥ 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓練の実施を義務付ける。

※経過措置期間 3 年

・ 第 21 条の 2

⑦ 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催（TV 電話の活用が可能）、指針の整備、研修・訓練の実施を義務付ける。

※経過措置期間 3 年

・ 第 23 条の 2

⑧ 運営規定の掲示の見直し

利用者の利便性向上と事業者の業務負担軽減の観点から、運営規定等の重要事項について、事業所での掲示に代え、事業所に閲覧可能なファイル等で備え置くことを可能とする。

・ 第 24 条

⑨ 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めることを義務付ける。

※経過措置期間 3 年

・ 第 27 条の 2

⑩ 記録の保存に係る見直し

事業者の業務負担の軽減とローカルルールを解消を図る観点から、記録の保存・交付について電磁的な対応を認める。

・ 第 33 条